

鳥取県高等学校PTA連合会表彰規程

第1条 この規程は、鳥取県高等学校PTA連合会（以下「高P連」という。）会則第21条第2項に基づきこれを定める。

（選考基準）

第2条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

- （1）高P連の会長を退任した場合
- （2）単位PTAの役員を通算3年以上勤め退任した場合
- （3）その他PTAに特に顕著な功績があった者
- （4）高P連事務局に3年以上勤務し退職した場合

（表彰の方法）

第3条 被表彰者には、次のものを贈呈する。

- （1）前条第1号若しくは第4号に該当する場合 感謝状及び記念品
- （2）前条第2号若しくは第3号に該当する場合 表彰状及び記念品

（被表彰者の推薦）

第4条 第2条第2号若しくは第3号に係る推薦書は、単P会長が、別に定める様式により指定の期日までに、高P連事務局へ提出する。

（被表彰者の決定）

第5条 被表彰者は、役員会で決定する。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、毎年総会又は高P連研究大会において行うことを原則とする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（第3条）

この規程は、平成19年6月9日から施行する。

附 則

- 1 高P連表彰基準は、この規程施行の日の前日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成30年6月9日から施行する。